京城新聞

●非訟手續規則

近日裁可を經て發布せらるべき非訟事件手續規則は左の如きものなりと云ふ

第一條 裁判長の管轄に屬する非訟事件に當りては本法其の他法令に別段規定ある場合を除く外に民刑訴訟規則中民事の訴訟手續に關する規定を準用す

第二條 申告及陳述は書面又は口頭を以て之を行ふことを得口頭を以て申告及陳述を行ひたる場合には書記は其の調書を作成す可し

第三條 申告には左の事項を記載し申告人又は代理人之に署名捺印す可し

一、申告人の氏名居地
二、代理人に依り申告を行ふ時は其氏名居地
三、申告の趣旨及其原因たる事實
四、年月日
五、裁判所名

證據書類有る時は其原本又は謄本を添付す可し

第四條 裁判所は職權を以て事實の探知及必要と認むる證據調査を行ふ可し

第五條 審問は此を公行せす但し裁判所は相當と認むる者に傍聽を許すことを得

第六條 檢事は事件に當り意見を述へ審問を行ふ場合は立合ふことを得事件及審問期日は檢事に此を通知す可し

第七條 裁判は決定を以て之を行ふ裁判の原本には判事署名捺印す可し但し申告書又は調書に裁判を記載し判事此に署名捺印して原本に代ふることを得

第八條 裁判は此を受けたる者に告知するに因りて其效力を生す裁判の告知は裁判所か相當と認むる方法に依り此を行ふ告知の方法個所及年月日は此を裁判の原本に記入す可し

第九條 裁判に因り權利を害せられたりとする者は裁判に對し抗告を行ふことを得申告に因りてのみ裁判を行ふべき場合に申告を却下したる裁判に對しては申告人に限り抗告を行ふことを得

第十條 抗告の期間は裁判告知の日より此を記算す

第十一條 抗告裁判所の裁判に對しては法令に違背したる裁判なることを理由とする時に限り抗告を行ふことを得

第十二條 手續の費用は法令に別段規定有る場合を除くの外には事件の申告人の負擔なり但し檢事が申告を行ひたる場合は國庫の負擔とす

第十三條 裁判所は特別の事情有る時は本法の規定に依り費用を負擔すべき者にあらざる關係人に費用の全部又は一部の負擔を命することを得

第十四條 裁判所は手續の費用に當り裁判を行ふを必要と認むる時は費用の價格たる債務者及辨償すべき金額を推定して此を行ふ可し

第十五條 費用の裁判に對しては其負擔を命せられたる者に限り抗告を行ふことを得

第十六條 費用の債權者は費用の裁判に基き強制執行を行ふことを得

第十七條 職權を以て行ふ探知、證據、調査訴訟、告知其他必要なる處分の費用は國庫に於て此を一時代辨す可し

第十八條 本法の申告とは申告申請及申述を謂ふ

第十九條 法令に依り過料に處すべき事件に當りては以下三條に揭ぐる特別規定に從ふ

第二十條 過料事件は過料を處せらるゝ者の居住地地方裁判所の管轄とす

第二十一條 過料の裁判は理由を附したる決定を以て此を行ふ可し裁判所は裁判を行ふ前に當事者の陳述を聽き檢事の意見を極む可し

第二十二條 當事者及檢事は過料の裁判に對し抗告を行ふことを得抗告は執行停止の效力を有す

手續の費用は過料に處する裁判有りたる場合は其裁判を受けたる者の負擔とし其他の場合には國庫の負擔とす抗告裁判所か當事者の申告に相當の裁判を行ふ時は抗告手續の費用及前審に於て當事者の負擔に歸したる費用は國庫の負擔とす

第二十二條 過料の裁判は檢事の命令を以て此を執行す此命令は執行力有る確定判決と同一なる效力を有す

附則

本法は頒布の日より此を施行す

●未墾地利用法實施後の狀況(續)

中村農務局長談

即ち處分數は請願數に對照して件數に於て二割強面積に於て一割七分弱の比例である貸付及び認證許可を與へたる數は請願數に對照して僅に件數に於て四歩強面積に於て四歩弱の比例に過ぎぬが併し此の他に尙許可の詮議中にて九月十四日迄に處分を終了し能はざりしものが少なからぬのである

許可の見込あるにより實測圖提出を命せられたるものにして提出を了せざるもの	件數	八十五
	面積	六千百十九町五反二畝一歩
實測圖の訂正を命せられたるものにして再提出を了せざるもの	件數	十五
	面積	二千二十町九反三畝廿四歩
統監に許可同意申請中のもの	件數	二十三
	面積	二千四百七十六町九反六畝十九歩
合計	件數	百二十三
	面積	一萬六百十七町四反二畝

即ち一萬六千十七町歩餘は先づ許可を與ふ可きものと假定し之に既に許可及び認證を與へたるものを合算すれば百六十六件約一萬四千町歩餘の面積となり之を總請願數に對照すれば件數に於て約一割二歩面積に於て一割六歩強に當る割合である

終りに臨み請願人に注意して貰ひたいのは今一層請願地の狀況を精査することである即ち請願地は舊來の未墾地なるや否や若し荒地なりとすれば結税の有無權利者の有無及び權利者たる確實の證據あるや否や利用のために他に損害を及ぼすことなきや否等を調查し相當の利用計畫を講ずることである然るときは當局者に於ても調查上大に手數を省くのみならず隨て許可の詮議も敏速となり請願者に於ても亦便利を得ることと少なからぬと思ふのである格別請願地の狀況を調査せずして濫に合せの願書を調製し請願する者あるは啻に不都合の所爲なるのみならず事務の進捗上に少からぬ妨害を與へ自他の不利益を來すものと謂はねばならぬ能く注意せんことを望む(終り)

俳句

白露吟集

椎の實や小さき腕のもつれ袂　香霧
菊萎れて陶淵明の朝寢かな　松花
遊鮎や玉川崩る三の瀨　香霧
鮎寂びて古籠寒く干されけり　松花
遊鮎や古城趾流し十里灘　可醉

荒鍵の壁も乾かす末枯るゝ　田柿
夜祭りや柿冷かの客座敷　松花
柿酒に一夜を僧と語りけり　可醉
白晝の柿盜人やるまいぞ　龍水
公達の柿召されけり夜の小店　掬子
椎の實の落ちて道付く奥の院　松花
椎の實の腕に重き童かな　同
山僧の顏も赤らむ紅葉かな　龍水
落椎や閼迦汲む女眉白し　可醉



(三十九)　河合柳葉

爲雅侯が首尾如何にと千秋の思で待ち受けて居ると、家扶の大山は次の室より伺候して、

「御前只今宇治の若樣がお歸りでございました。」

爲雅は喜ぶ不安に胸を跳せつゝ、

「雅致が歸つて來たか、そして首尾は甚麼樣子だ、サア、近く進め、近く。」

辭に大山は傍近く進み依つて、

「御安心遊ばせ、首尾は至極上首尾でございます、下世話に申します通り、案ずるより產むが安うございまして、外々ならぬ御前へ差上げるなら、假令お妾であらうとも苦うないと申すのだらうでございます、しかしそれは潔く承知致しました代りに宗匠の方でも一つお願ひがあると申すのでございます」

「それは餘の義ではございません、宗匠も此の京都の土地も居飽きましたゆゑ、東京へ歸りたいと思ふて居る矢先でございますから、御前の俳諧の御敵手と致してお屋敷へお連れ下さらば、兄妹共にお傍に居られますので、こんな滿足な事はないと、斯樣に願ひますのだらうでございます、此儀をお聞濟下さるなら妹君子は明日からでもお側へ差上げると申します、此儀如何計らひまして宜しうございませう。」

爲雅は相格を崩して、

「しからば何か、妹は予の望み通り妾に遣るが、其代り妹と一緒に宗匠も俳諧の對手として、私が屋敷へ連れ歸つて下れと申すのぢやのう。」

「御意にございます。」

「妹さへ予の側へ寄來して下れるなら、宗匠一人位は屋敷へ連歸つて、充分の手當をして遣はすから左樣申聞かせて、一日も早く妹を召寄せるやうに取計らへ。」

「委細畏りましてございます、然う事が極りますると、宇治の若樣同道にて山川宗匠が昨日お越しなされました、お禮旁々お目通り致したいと控へ居りますれば、どうぞお目通りのお許し下されますやう致したう存じます。」

「アヽ、宗匠が參つて居るのか、しからば直に面會致すから此方へ連れて參れ。」

「心得ましてございます。」

大山は御前を退り出たが、間もなく山川宗匠を案内して來た。

爲雅は機嫌麗しく、

「オヽ、宗匠か、能く來て下れた、サヽ、遠慮にや及ばん此方へ進め。」

辭に山川は少しばかり坐り進むん、兩手を下に恭しく頭を下げ、

「早速お目通りお許し下さいまして大慶に存じます、昨日は能社御參來を忝ふ致しましたが、何の風情も致しませんで、誠に恐縮致しましてございます。」

「イヤ、どうも昨日は非常の饗應を受けて那麼愉快な事は近頃珍らしい、嘸迷惑致したであらう。」

「どう仕りまして、彼云ふ茅舍へ御來臨下されましたのは身に餘る光榮と深く感謝致しまする、殊に又今日は宇治の若殿樣より身に餘るお辭を頂きまして、誠に有難い仕合に存じます。しかしながら教育も充分に致しませず、行儀作法とても無作法女でございますれば、御意に召さない事ばかりと存じまするゆゑ、其邊は私より前以てお詫申上げて置きまする。」

と、叮嚀に頭を低げた。



官吏淘汰論

京城新聞

統監政治の緊要事……總て事蹟の擧がると擧らざるとは之に從ふ人物の能力如何に依る、所謂適材を適所に用ゆるに非ざれば事績は擧らざるなり、故に首領たるものは部下の任用に於て最も心を勞せざる可らず、古來明君賢相が適材を羅致するに於て最も苦慮するは之が爲なり如何に賢明なる首領と雖も部下に適材を得ざれば事績を擧ぐる能はず、要するに賢明なる首領とは部下に適材を羅致する技倆あるものを言ふなり、事績を擧るの道は唯夫れ適材を得るにあるのみと言ふも可なり。然るに往々此見易き道理を閑却して其拔擢を紊にし無能者をして員に備らしむ、從て冗員の弊に陷ること珍しからず、十人の無能者を集るよりも一人の適材を得るを以て優れりとなす、事實は往々之に反するの傾きあり、終には其冗員の處分にすら窮するに至ることは決して尠からず、斯の如きは如何なる理由ありて然るものぞ、惟ふに其登用の情實に依る事と登用試驗等が儀式的に流るゝ所以に非ざる乎、眞に適材を得んと欲すれば破格の採用方法に依らざる可らざる場合もあるべく、其爲すべき職務の如何に依り幾多の拔擢法あるべきなり。

韓國に於ける邦人官吏の狀態は如何、余輩は遺憾ながら多くは其登用を誤れることを認識せざるを得ず、伊藤統監が屬僚を率ひて保護統治の任に當るや、天晴れ適材を網羅したるものと思ひしならんも、事實は多く余り適材ならざるを立證するの傾あり、屬僚自身も天晴れ英才を思ひ韓國統治の責任を双肩に負へるが如く感じつゝ玄海灘を越へ來れるも偖事實に遭逢するに至ては不測の事情百出し豫期せる如く腕を揮ふ能はず、之れ無理もなき事なり韓國の事情には通ぜず、從て韓人の性格を解せざる爲に其爲す所總て齟齬するに至る、豫ての抱負も雄氣も消失し唯是れ俸給の奴隷となりて、上官指揮のまに〳〵器械的に働く事となれるなり、之れ彼等が韓國經營に適材ならざるが爲なり、統監の幕僚として英才なりと云はるゝものにして然り、況や其他の小官吏に於てをや、

第二協約締結以來既に一年有餘に亘る、邦人の韓國官廳に奉仕する吏員益々增加し、之に統監府員を合すれば其數決して尠しと云ふ可らず、然るに其事績の擧らざるは傍觀者をして歯痒く感ぜしむるに非ずや、此等多數の吏員が如何に活動しつゝあるかを仔細に點檢するに多くは適材を適所に置けるものならず、寧ろ事績の擧らざるは當然なるべき乎、之を概觀すれば彼等の韓國に官吏たるは俸給の多き爲なりとの感あるものゝ如し、現在之を口にして唯々蓄財を事とするもの尠からずと云ふ、果して然らば何ぞ其心事の陋劣なるや、斯くては韓人より輕蔑さるゝも辨解の辭なからん、要するに之れ拔擢を誤れるが爲なり、而して之に對する當事者の見解は如何、之が矯正に對して何等の施設なきは甚だ怪むべきなり、未だ全体に對して一回の罷免黜陟もなく、漫然として此緊要事を放任して顧ざるもの〻如し、斯の如くにして敏捷に事績を擧げんとす、之れ百年河淸を俟つと一般ならずや、宜しく茲に大淘汰を斷行し、無能を黜け有能を賞し、眞に適材を適所に採用すべきなり、之を斷行するに唯下級の官吏のみならずして上官と雖も適材ならざるものは總て排斥すべし、決して其間些の情實を容る可らず、官吏の大淘汰は統監政治に於ける刻下の急務なり。

漢城便り

▲過日十三師團の園遊會に於て悄然たる義和宮を見受け申候往年記者がワシントンに居りし時此人同地に來られ日々自働車を驅り市人の注目を惹き韓國のハイカラ皇族として交際社會の若き婦人などに騷がれたること有之候

▲義和宮の素行に就ては過去に於ても將た現在に於ても隨分非難に値すること不尠候併し其飽らざるは東洋一流にして敢て彼に於て格外なりとは思われ不申候彼は隆熙帝の直弟にして順序より云へば當然皇太子と爲るべき人に候而るに政治上の都合は英親王をして彼の運を奪わしめ候而して彼自身は遺棄の不運に遭合致候

▲皇太子の株を英親王に讓りたる彼は春畝公に托したりとの事に候而して春畝公は彼に向つて一の約束を爲されたりとの事に候但し其約束の何物たるかは今玆に詳說の要を認め申さず候

▲不運なる義和宮は今や其財產の全部を政府より沒收せられんと致居るとの事に有之候而して春畝公の約束は正に反古にせられんと致居候余輩は義和宮の爲よりは寧ろ春畝公の爲に公の約束の反古にせられんことを悲しむものに有之候

▲東洋拓殖會社の創立委員として大江戶に乘込み只飲み只喰をなして韓人獨特の帝國主義を自家の胃腑に極度まで遂行して歸還したる輩等は其三分の二は元巡檢とか或は無資產なる田舍壯士にして彼等の中には六百圓の旅費より四百圓を餘し來りて巳に一廉の金持となるべき素因を作りたるものも有之候との事に候

▲斯る蛆蟲を相手に東洋拓殖の仕事を進めんとすればこそ會社其物が地方韓人の誤解するところとなり反對も受くるなれ而らば今後副總裁理事其他の役員を撰むに就ては隨分注意を怠らざる樣致度ものに候

▲京城民會議員の縣別を見るに總數二十八中福岡四、佐賀四、大分三、熊本三、長崎二、鹿兒島一、山口一、神奈川一、大阪一に有之候二十八中十七人まで九州人を以て組成する京城民會は一面九州民會の觀有之候

東京電報

▲伊公桂侯の密議

伊藤統監は今朝大磯より出京桂首相を訪ひ密議數刻に亘る（十一日發）

▲東拓と株式

東洋拓殖會社の株式募集は未だ發表せられざるに其の權利株は五圓の價格あり募集發表後は尙一層騰貴すべく株式申込は十倍に達すべし（十一日發）

雜報

●阪谷男着期

阪谷男爵の一行は日本銀行員橫山庄太郎、東洋協會社取締役中村八郎、大藏屬梅澤某の五氏にして十二日平壤に宿し十三日鎭南浦に泊り十四日同地發兼二浦に至り兼二浦黃州臨時列車にて黃州を經て開城に下車し同地視察の上同夜八時八分の列車にて十時二十分南大門着の豫定なりと

●六師團司令部着

去る九日熊本衞戍地を出發したる第六師團司令部たる西島師團長以下幕僚一行は豫定の如く十一日午後八時二十分龍山に到着したり

●韓帝の賜勳

去る十日曾禰副統監同倶謁見の際韓皇には侯爵鍋島直大氏に大勳李花章同夫人に勳二等瑞鳳章嗣子直映氏に勳二等八卦章を親賜せられたり

●繼天紀元節

昨日は韓國繼天紀元節に相當せしかば韓國各官衙及び各學校は一般に休業し市民は何れも國旗を掲揚して祝意を表したり

●清國總領事の鍋島侯歡迎

清國總領事館にては十四日鍋島侯爵同夫人同直映氏及統監府外務部高等官等を招き鍋島侯歡迎の宴を張る由

●内相の鍋島侯招宴

宋内務大臣は昨日午後六時より鍋島侯爵同夫人を主賓とし其他日韓紳士二十餘名を明月館に招待し晩餐會を開き終りて劇場圓覺社に於て春香歌沈淸歌興甫歌の劇を觀覽に供したる由

●ブラジル移民

南米ブラジル國りヲデジャチイロ、カルモ街四七、エフ、アルモウス、エスコバル氏より某筋に向ふて左の事項を照會し來れり

ブラジル國に於て農事經營に適する土地十萬ヘクター（一ヘクター代五反餘）一ヘクター代價十フランク乃至二フランクを以て賣買し其周旋人には二割の配當を與ふるを以て韓國移民を勸誘せられんことを照會す

●拓殖會社定款（續）

第五章　營業

第五十二條　本會社は左の業務を營む
一、農業
二、拓殖上必要なる土地の賣買及貸借
三、拓殖上必要なる土地の經營及管理
四、拓殖上必要なる建築物の築造賣買貸借
五、拓殖上必要なる日韓移住民の募集分配
六、移住民及韓國農業者に對して拓殖上必要なる物品の供給と其生產又は獲得したる物品の分配等
七、拓殖上必要なる資金の供給

第五十三條　本會社は日韓兩國政府の認可を受け附帶事業として韓國にて水產業及其他拓殖上必要なる事業を營むことを得

第五十四條　第五十二條第七號の資金供給は左の方法に依り之を行ふ
一、日韓移住民に對して二十五年以內の年賦償還の方法に依る移住費の貸付
二、移住民及韓國農業者に對して十五年以內の年賦償還の方法に依り韓國に在る不動產を擔保とする貸付
三、移住民及韓國農業者に對し五年以內の定期償還の方法に依り韓國に在る不動產を擔保とする貸付
四、移住民及韓國農業者に對し其生產又は獲得したる物品を擔保とする三年以內の定期償還の方法に依る貸付
五、韓國に在る不動產を擔保とする貸付

前項第一號貸付に關しては先つ其方法及條件を定めて日韓兩國政府の認可を受く

第一項第二號乃至第五號貸付金總額は拂込資本額及社債未償還額の合計五分の一を超過するを得ず

第五十五條　不動產又は動產を擔保とする貸付金は本會社にて鑑定したる價格の三分の二以內とす但前條第一項第一號貸付に關しては此限にあらず

第五十六條　不動產を擔保とする貸付は第一順位の擔保にのみ限る

第五十七條　貸付金の年賦償還に關しては五年以內の据置年限を定む

第五十八條　年賦金は元金と利子を併せ此を計算し各年を通じて一定平等なる償還額を定む据置年限間の利子は此限に非ず

第五十九條　年賦償還の方法を以て借入れたる債務者は償還期限前は借用金の全部又は其一部を償還することを得

前項の場合にありては本會社は償還金額の百分の二以內にて本會社の定めたる手數料を徵收す

第六十條　本會社は左の場合にありては償還期限と雖も貸付金全部の償還を要求することを得
一、債務者が貸付たる目的に違反して貸付金を使用したる時
二、債務者が年賦金の辨納を遲緩して催告するも尙辨納せざる時
三、擔保としたる不動產の全部又は一部が公用に由りて收用されたる時但債務者が收用補償金を供託するか又は相當なる不動產を以て增擔保とした時は此限にあらず

前項第三號の場合に當りて其收用が一部分に止る時は其比例に應じて還償金額を酌定す

第六十一條　擔保物價の減少に因りて貸付金償還殘額に對して第五十五條の比例に不足を生じたる時は增擔保を要求するか又或は其不足に相當なる貸付金額の償還を要求することを得

債務者が前項の要求に應ぜざる時は償還期限前と雖も貸付金全部の償還を要求することを得

●第十三師團送別會

京城民團主催に係る第十三師團送別會開催は既報の通りなるが今回の送別會は大規模にして當日の來賓は第十三師團將校全員亦賓としては長谷川軍司令官曾禰副統監西島第六師團長軍司令部及第六師團幕僚韓國各大臣其他重なる日韓文武高等官等なり尙順序等は追て發表せらるべし

●赤十字歡迎會

日本赤十字社韓國總委員部は愛國婦人會韓國本部と聯合にて鍋島侯爵夫婦の爲來る十四日午後三時半より統監府倭城倶樂部運動場に於て歡迎會を催すとの事なり、但し當日出席者は會費金貳圓持參の事

●熊谷民長の議員招待

熊谷民長は新舊民會議員二十名を十四日午後六時より花月に招待し慰勞の宴を開かるゝ由

●鍋島侯と佐賀縣人會

京城在留佐賀縣人は十三日日本人倶樂部に於て目下韓滿巡遊の途滯京中なる舊佐賀藩主鍋島侯爵同夫人を招待し歡迎の宴を開く筈なるが其次第は同日午後一時より主人側なる會員先づ參集して侯爵夫人の來着を迎へ侯爵夫人は別室にて小憩の後立食の饗あり煙火、軍樂、妓生舞踏等の餘興ある筈なれば極めて盛會なるべく既に來會を申込みたる縣人百餘名に達したりと云ふ

●討伐隊彙報

慶尙南道玉果分遣所の下士以下四名は九月廿二日玉果東南約二里雲橋里にて廿余名の賊を襲ひ八名を殪し銃十一を鹵獲す△全羅北道古阜守備隊の中尉以下十騎は十月四日高敞南方約二里にて約二十の賊を討ち其四を殪し銃一彈藥雜品若干を鹵獲す△江原道原州東南方神林分遣所の憲兵及補助員は十月二日の夜同地に來襲せし約五十の賊を擊退せり賊の死傷不明なり

●鐵道貨物收入

九月中に於ける鐵道管理局にて取扱たる貨物收入は十三萬八千六百二十七圓四十錢噸數六万九千八百十五噸一日平均四千六百二十圓九十一錢噸數二千三百二噸なり

●仁川撰擧界大混戰

仁川民團議員總撰擧は愈本日執行の期日に差迫りたるが各團体候補者の競爭は一昨日以來大に動搖を始め同夜は何れも殆んど徹宵にて奔走し猶昨日は未明より一層激甚を加へ來り特に東部一帶は有權者多數なるを以て各團体は玆に凄まじき勢を以て切込み居り日本居留地、各國居留地、支那町方面何れを見ても殆んど大混戰の狀態に陷りたり

▲各團体の種類　として著るしきものは元老派、水產組合派、地主派、青年派、貿易派、萬石洞派、敷島遊廓派等なりしが昨日に至り突然現はれたるは廣島縣人派及び大分縣人派にして何れも相當の根據を有し居れるが

▲元老派　は重もに日本居留地に根據を備へ各國居留地に侵入し居り其勢中々侮る可らざるものあり

▲青年派　は即ち公民會派にして東部全体を根據とし各國居留地に侵入し猶進んで日本居留地に肉迫し更らに支那町方面に及びたるが參謀としては加瀨和三郎、今井忠雄、湯原尙志、藤村忠助、石黑行平、桑野良太郎等の驍將ひなると共に其運動實に巧妙を極め且つ正義の行動に出で居るを以て恐るべき大勢力を有し居れり

▲水產組合（　）は水產會社に關係ある加來榮太郎、沖津戸十郎氏等を始め其他重なる株主に限り撰出せんとする目的なるを以て全体の株主及び魚仲買人等の有權者を根據として日本居留地各國居留地に向て大々的競爭を試み居れるが何分にも參謀として沖津戸十郎氏自ら其任に當り居れば部下の運動者は悉く獻身的に活動し居れば是亦實に優勢にして殆んど當る可らず

▲地主派と遊廓派　は表面に於ては素より別派に相違なきも或る意味に於て同一の關係を有し居れば場合に依り步調を共にすることもありて何れも東部全体を占領せんとするの勢を以て熱心に努め又一面に於ては料理店組合、農民の全体を悉く勢力範圍と爲し居るを以て動すべからざる堅固なる地盤を有し居れり

▲萬石洞　は稻田勝彥氏の平素の大勢力に依り必ず同氏を撰出せんとする一派及び地所の關係上田中佐七郎、久野勝平、大田與吉氏等をも併せて撰出する希望の有志者より同地方一帶を根據として猛烈なる活動を開始し漸次東部其他に侵入を企て他の占領先を擾さんことに努力し是亦大に効を奏せんと爲しつゝあり

▲貿易商派　及び廣島縣人、大分縣人等の各派も決して侮るべからざるものあり大要以上の如き形勢にして昨夕刻に至りたるが兎に角這回の撰擧界は素より仁川開港以來の大競爭にして其混戰の狀實に凄まじきを極めたり猶候補者の數は二十名の選出に對し四十有餘名の大多數に及べりとは以て其競爭の激烈止を得ざるを推知す可也

●學部大臣の歸京

學部大臣李載崑氏は一昨夜三南地方より歸京し明日平壤に赴く筈

●山形憲兵少佐の視察

山形憲兵本部高級副官は憲兵司令部高級副官中島少佐と同行十一日出發新義州間の沿線所在の分遣所を視察し二十一日歸任の豫定なり

●岡運輸部長發期

岡運輸部長の臺灣鐵道參列の事は既報の如くなるが愈々十六七日頃出發、台灣淸國の鐵道視察すべしと

●岩谷參謀の歸任

軍司令部岩谷參謀は歸省中の處十一日夜歸任せり

●宮地參謀の出張

軍司令部宮地參謀は十一日大邱、定州地方に出張せり

公人私人

▲木原方吉（佐賀水產組合技師）十日下仁
▲堀田英治（農商務省山林技師）滯京中なりしが十日歸朝の途に就けり
▲掛札季藏（平壤農工銀行技師）出京中の所十日歸任の途に就けり
▲太田彥三郎（平壤農工銀行支配人）支配人會議列席の爲め出京中の所十日歸任
▲水田宮太郎（岡山縣韓國農業組合理事）十日下仁
▲藤田元太郎（同上）十日大邱へ出發
▲綾部陸（陸軍步兵中尉）十一日來京東海旅館
▲森義不二三（神奈川縣會議長）十一日來京巴城館
▲志村義雄（同縣會議員）同上
▲本間政太郎（同縣技師）同上
▲伴野雄七郎（東山農場長）十一日來京天眞樓
▲植田勝吉（第二十三聯隊附步兵大尉）十一日來京浦尾旅館
▲近藤信（同中尉）同上
▲黒阪靜一（同大尉）同上
▲勅使河原種司（同上）同上
▲首藤陸（憲兵隊二等主計）同上
▲大木宇佐吉（步兵中尉）十一日來京東海旅館
▲佐藤鶴久次（新義州農工銀行支配人）出京中の所十一日出發歸任
▲近松菊助（駐劄軍經理部附一等主計）十一日龍山へ出發
▲石川石代（鐵道管理局技師）歸朝中の所十日午後八時二十分龍山着の列車にて歸任せり

●近事片々

▲李完用の兄李允用を排して閔泳綺副總裁たるやの說あり是れ宋秉畯の推擧乎
▲完用の親戚にて其土地管理者權李鎬成なる者有完用之を拓殖理事に推せんと試む
▲然るに批難多き爲に更に韓相龍を理事たらしめんと努め居るとの說あり事實乎
▲拓殖會社役員推撰に就ては李宋互に擁撰の競爭をなせる觀あり之れ亦一の奇觀也
▲仁川民團議員撰擧も頃日來競爭激甚なりしも愈々本日となりぬ其結果は如何にや
▲地主派あり貿易商派あり公民會あり種々入亂れ居るも當撰者の顏觸は既に定れり
▲民長官撰令を眼前に控へる事なれば曖昧模糊の人物を撰出するは此際最も不可
▲顏觸を見るに今井加瀨兩氏の如き有爲の士現はる民權の伸張に於て尤も喜ぶべし
▲御顏前は良く共官憲に屈從するが如き人物は居留民權利に關する故選擧す可らず
▲鍋島侯爵及夫人來城せらる侯爵夫人は交際社會に令聞あり此淸韓漫遊從留ならせ
▲夫人は殊に愛國婦人會の理事なるを以て京城支部の婦人連は歡迎會を催さるべし
▲夫人の美德は啻に公共事業に斡旋せらるゝのみならず家庭に於ける教育者たる也
▲會て令息を第一中學校に入學せしむるさき校長の家に粗服を以て寄宿せしめたり
▲故に令息達は皆平民的にして些も貴族らしき處なしと夫人は實に良妻賢母の鑑也
▲紅粉を事とし華奢に流るゝ京城の婦人連は些と侯爵夫人の操教に學ぶ所ある可也
▲美以美監督本多庸一氏來る不相變豐顏溫容に宗教界に於ける寬宏闊達なる長者也
▲若し氏にして政治界にあらしめば大臣の器也到底河野盤州以上に統領の器なり
▲會て青森縣民政府に向て本多氏を縣知事にと請願せりき其德望ある推知すべき也
▲バルガン半島風雲愈々急也クリート島の希臘合併ボスニアの墺國合併沃累漢々也
▲英國は墺國に向て其政策の再考を促し獨逸は陰に墺國を庇護する者の如き形勢也
▲何となくバルガン半島は英獨權力の競爭を見る心地墺國の強硬は背に獨ある爲也
▲今や列國の態度は巴爾幹に集る平和に解決するべきや否は知る可らざる形勢ある也
▲東亞の天地は列國が東歐問題に熱中する間に於て帝國の外交は將さに大發展をなさゞる可らず

特別廣告

長らくお待たせしました。此十七日から病院を開きます。廣くコンモリと茂つた森が、南大門通の直ぐ北に高く聳へて見るのが夫れです。名の通り婦人の病氣ばか診ませぬ。成可く午前に御出下さい。御事情では施療も致します。日曜は研究の日ですから御許を願ひたい。

京城北米倉町（元英人ホッジー氏邸）
京城婦人病院
ドクトル メヂーネ　工藤武城

●釜山の虎列剌

釜山南濱北濱絶影島附近の繋留船舶中より九月二十八日以降虎列拉症類似の患者を發見し初發以來患者三十六名内死亡五名あり其中には眞性患者も發見し目下大に警戒中なり

●改刊二週年祝ひ

今年今月は吾が同業子大韓日報が恰かも改刊二週年に相當するを以て同社にては來る十六十七の兩日自祝の宴を擧げん爲め三好町歌舞伎座に於て藝妓演藝會を催ふす由尙ほ藝妓は何れも當地第一流の料亭花月、精華、井門の腕利揃へのみなれば定めて滿場の會員を滿足せしむることなるべし初日（十六日）の藝題は左の如し

初幕（花月藝妓連中）
小栗判官勅使の場
横山大膳（若一）下郎市助（早替若一）横山太郎（小ふく）船頭（早替小ふく）妻朝香（笑）照手姫（花奴）娘照日（小高）僞五月政之（ゑん）風間八郎（金吾）横山次郎（富子）家來平次（思茶）腰元 た茶良）同小栗判官（辰子）下女かほる（菊勇）家來道助（艶子）

武幕目（己が罪房州海岸の場）
子爵櫻部隆弘（大韓社員）夫人環（井門政子）乳母（同奴）娘みの（同小蝶）正弘（同ちよ）玉太郎（同さよ）漁師作兵衛（大韓社員）

三幕目（花月藝妓）
隅田川法界坊
主殿之助（豊子）れ菅（た茶良）れくみ（君江）法界坊（桃太郎）

四幕目（井門藝妓）
（所作事）關の戸
關守實は大伴黑主（雛子）采女墨染實は櫻の精（蝶々）宗之（小蝶）常盤津出語り（政子）同（あい）淨瑠璃（穠助）

五幕目（花月藝妓）
茹萱山の場
茹萱（若一）石童丸（ゝ八）坊主（ゑん）同（千代）同（かく）同（ゑみ）

六幕目（花月藝妓）
明烏山名屋雪責の場
亭主（ふく）やりて婆（金吾）浦里（房江）時次郎（早替ふく）かむろ（菊葉）

七幕目（花月藝妓）
（所作事）二人獅子
獅子使ひ（ゑん）同（若一）太鼓持（房江）同（桃太郎）同（辰子）同（初太郎）同（小高）

琵琶歌海岸
武田貞治（大韓社員）星野（井門政子）丁稚（同小蝶）西村権太（大韓社員）同夫人（井門蝶々）

●永登浦近況

今春來一時頓挫を極め同居留民間の問題たりし役場問題も今や鎮静に歸し近き［illegible］一般居民に對し公［illegible］び居れり又驛長も着［illegible］大に上下部下との［illegible］となり農業は洪水［illegible］も一般に良好なり［illegible］なれば製瓦煉瓦等［illegible］あるが如し大塚醬［illegible］て客月中市外に輸［illegible］萬斤餘に達し［illegible］に五千株餘を植へ［illegible］呈しつゝあり大西［illegible］來名物の一となる［illegible］すもの頗る多く［illegible］の地なり

●京城の初霜

［illegible］壓大陸を被ひ滿［illegible］態に入らんとし［illegible］て頓に冷氣を催［illegible］前既に最低温度［illegible］韓國に於ても之が［illegible］一般に氣温の低［illegible］發金化に初霜あ［illegible］しが京城に於ては［illegible］く昨十二日午前［illegible］度五）に達して初［illegible］ば四日遲く平年に［illegible］

●洋妾ぢや無いわ

［illegible］洋人の貸店に日［illegible］るとのことを耳［illegible］して遣らうと思［illegible］見計らひ貸を買［illegible］なくキョロ／＼［illegible］佐右の洋妾とい［illegible］イヤに僕の顏を［illegible］鉢の前へピタリ［illegible］と馴々しくいふ［illegible］傍に腰を掛け［illegible］つけれ忙はしい［illegible］有難う店の方は［illegible］て砕けた挨拶［illegible］

●不貞の妻（三）

［illegible］／＼遠廻はしに［illegible］た身の上噺しを［illegible］國は顧問縣築［illegible］に旅立ち其の後［illegible］姓は島田今は［illegible］す朝鮮へ參り［illegible］釜山に亘りま［illegible］んが一人の姉［illegible］ですから何と［illegible］尋ねですか［illegible］ツかりで參つ［illegible］に厄介になつ［illegible］年三月頃京城［illegible］奉公をいたし［illegible］イ／＼此の［illegible］

●人の女房を盜む

京畿廣州郡山城に妾鎮禹（三十）といふもの住めり李姓の女を妻とし自分は行商をなし何不自由なく夫婦睦まじく暮す中昨年十二月鎮禹は商用にて仁川に出掛けたり然るに鎮禹の從弟に姜太演（六十）なるものあり此の男は腹の良からぬ男と見へ京城光熙門内に住する酒幕孟元在（三十）の弟孟允進に向ひ自分の居村に後家の女商人あり多少の資產もありて仲々の美人なり自分が媒酌するから兄元在の女房に勸めては如何だと胸に一物あるを夫とはなしに口車の廻はるに任せて說きたれば此方は夫れは結構何よりのことゝ兄貴に勸めて見んと此事を兄の元在に語れば元在も直ちにウンと納得したるにぞ太演は大に喜び善は急げだ、此儀山城に歸り鎮禹が仁川に往つた五日目に李姓女に向ひ汝れ前の夫鎮禹は仁川に住居することゝなりたれば汝れ前を伴れて來て呉れとのことだ之れより直ぐ出發するから早く何物道具を片付けよと火のつく樣なことに神ならぬ身の李姓女は欺さるゝとは知るよしなく家財道具を取纒め籠に打乘り住馴れし山城を跡に見て石コロ道を搖られ／＼て數里の道を歩いたと思ふ頃籠を卸し最早着たと李姓女は嬉しや夫に逢はるゝかと思ひ籠より出て見ればコヮ如何に光熙門内なる元在の家にて見も知らぬ男の家なりしかば只だ呆つ氣に取られコヮ如何なることだろうと安き心もなく打腹立な見ても詮術なく泣く／＼其家に止り居りしが馴れるに從ひ鎮禹のことを忘れ元在を我夫と暮すに至りたり扨て鎮禹は十日許りにて用事も果て仁川より歸つて見ればコヮソモ如何にせし家は閉されて人の氣色もなき不審さに隣近邊に尋ねて見ると李姓女は先日男と何處へか驅落したとの鎮禹は腰を拔さん計りに驚きまた落膽し夫より商業も營まず女房は何處へ往つたと心當りを探して見ても一向探し當らざりしが九日京城に出で來り光熙門通りを通行せしに圖らずも前記の處に李姓女が酒幕に坐り居るを見認めたれば憤恚の餘ムラ／＼と起り己れ不貞腐阿魔奴が如何して呉れんと突如拳を固めて撲りつけたる騒ぎに其筋の出張を煩はし目下ゴタ／＼中なりと

●强姦を迫りて强姦されんとす

南部諸洞七十一統十戶李聖九の妻に李姓女（十五）なるものあり一昨日午前八時頃李姓女の嫂なる金姓女（二十九）が尋ね來り種々說世話しの末李姓女に向ひ汝れ前も金のない男に掛り合ひて何日までも苦勞を見るよりもイッソ外の金のある男に行く氣はないか夫れに就ては差當り某所に何某と云ふ金持ちあり其邊は妾しが胸にあるからと說き勸めたるも李姓女は耳にも寄せ付けず一も二もなくはねつけたるに金姓女は之を見て憤然と怒り側にあり合ふ荒縄をたつ取り之を李姓女の身に打掛け引摺り出さんと爭ふを何家の下人某が金姓女を一目見て野心ムラ／＼と起り金姓女の手を取りて溫突の一室に引摺り込み怪かる擧動に及ばんとするを李聖九が見て大に驚き此旨を其筋に訴へ出たるにより巡査出張取調べたる結果金姓女と李姓女とは取調べの筋ありとて共に留置されたりと

●横面を毆る

旭町一丁目山田寅吉方同居人佐官嶹山本和貴（二十）は昨日午前四時半頃南大門通り三丁目飲食店渡邊キヨ方に至り飲食し居りしがダン／＼醉の回るにつれて亂暴を始めキヨの横面を毆りし騒ぎに巡査出張說諭を加へて立ち歸らしめたり

●科料二件

永樂町二丁目二十九番地雑貨商大阪府平民別庄寅之助（四十）は本月三日五日の兩日に於て新町松榮樓へ長野ハツ當春機へ下澤タ子を其筋よりの許可なくして娼妓に紹介を營み科料一圓龍山田口洋服店雇阪本武雄（三十八）は一昨日午後八時五十五分本町一丁目五十七番戶前路に酔臥して科料一圓のれ灸をすゑらる

●膓窒扶斯

京城旭町二丁目百十三番戶村上ヨシ東部工業傳習所構内山田千代松（二十）は何れも十日膓窒扶斯に罹り靑坡病院に送らる

●大和屋呉服店の大勉强

上野國桐生町大和屋呉服店は今回新羽二重黑紋羽織地を織り出し着尺・羽織及八掛付・裾模様・袖模樣・四ッ身・筒袖等に應用し尤も廉價に調製する由なれば祝儀不祝儀用として經濟家の賞讃を博しつゝあり猶三錢郵券封入申込む者には見本を送呈すると云ふ

●本町座の替狂言

同座本晩の演題は「不如歸」にて重なる役割は如左

片岡中將（稻葉）［illegible］子（石巻）片岡夫人（一井）山木豐子（堀江）家扶大川（常盤）醫師富岡（吉井）千々岩安彥（田宮）乳母たいく（小泉）山木兵三（青山）田崎良三（秋山）加藤夫人（坂本）川島武男（峰松）加藤千鶴子（島村）川島浪子（酒井）

落語 一ツ穴 (二)

橘家圓喬口演

女「お内儀を一ツ胡摩化して如何程か小遣でも貰はうと云ふんでヘイ〜にお嫉妬の手傳を爲る
妻「鳥渡權助……
權「ハーイ
妻「權助や……
權「ハーイ何んだつちうに
妻「返辭が氣に入らないねへ此處へ來なヨ
權「何んでがアス
妻「外ぢやア無いがネ
權「ハー
妻「お前に聞う〜と思つてるんだヨ
權「何んでガス
妻「外ぢやア無いが和郎此家へ來てモー八年に成るねへ
權「早へもんでがすねへ成程モー八年に成りやすなア
妻「八年も居たら大抵人の氣心も分たらう
權「夫りやア何うも私が如何程白痴だつてア八年も一ッ家に居れば此人は斯うだ那人は斯う云ふ氣だちう事が分らねへつてへ事は無へやね
妻「然うかい然んなら聞くがね……
權「ヘエ
妻「旦那樣と手
權「ヘエ
妻「妾と手
權「ヘエ……
妻「何方が好いと御思ひだい變な事を聞くやうだが何方が好か遠慮無しに云つて御覽
權「何方が好いかたつて然んな事を聞かれちやア返答がねへや
妻「奈是……
權「奈是だつて然うぢやア無へか貴女も御主人なら旦那樣も御主人だ何方が好いつたつて云へねへぢやア無へか
妻「夫りやア和郎遠慮と云ふもの、遠慮は要らないからマア云つて御覽ナ
權「怒らねへかい……
妻「怒りやア爲ないよ
權「乾度かア……
妻「乾度だよ
權「乾度怒らなきやア云ふけんど當家の野郎は……
妻「少しれ持ち家の野郎てへのは誰の事だへ
權「御免なせへ陰で旦那の事を野郎々々と云ふもんだから遂……
妻「能く無いね、當家の旦那は夫れから
權「旦那さんと和女樣とは天地の違だねへ
妻「何方が天地の違ひなんだい
權「貴女が能くつて旦那樣が惡いんだ
妻「何う爲て……
權「何う爲てつたつて然う云つちやア惡いけんど何うも旦那樣ア人情が薄いやうな心持がするねへ
妻「御……

京
杉本呉服店 電話四二九番







●釜山長崎門司神戸行
山東丸 月 日 後三時出
●大連、大沽、牛莊行
高砂丸 月 日 後一時出
山東丸 十月十三日 前五時出
●大連、大沽、牛莊行
酒田丸 十月十五日 後一時出
●釜山出帆、元山清津、浦鹽行
立神丸 月 日
●大連行
新潟丸 十月日正午

御注意 御乘船ノ際ハ殘橋波止場ヨリ本船迄御送迎船ニテ御送リ可申候送迎船ハ本船出帆ノ約五十分前ニ船解纜ノ事

●新聞料 ▲一枚金二錢 ▲一ヶ月前金附五十錢 ▲三ヶ月前金壹圓 ▲六ヶ月前金貳圓 ▲郵税一ヶ月金拾錢
●廣告料 ▲五號活字十九字詰一行一回四十錢 ▲…
發行兼編輯人 秋山忠三郎
印刷人 高木久馬太郎
發行所 京城… 東城新聞社 電話六…番